

## 介護老人保健施設 横浜シルバープラザ 利用料金表 (1割負担)

### 通所リハビリテーション(介護老人保健施設)

#### 通常規模事業所

基本料金	介護保険 1割負担	食費	入浴	1日の目安
要介護1	772 円	750 円	55 円	1,577 円
要介護2	913 円	750 円	55 円	1,718 円
要介護3	1,051 円	750 円	55 円	1,856 円
要介護4	1,217 円	750 円	55 円	2,022 円
要介護5	1,379 円	750 円	55 円	2,184 円

\* 基本料金には、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ20円、リハビリテーション提供体制加算27円が含まれています。

介護保険適用分 加算料金(利用状況に応じて別途加算のかかるもの)	
入浴加算	55 円 入浴介助を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	359 円 リハビリテーションの定期的な評価と見直しを行っている場合に月1回算定
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(6ヶ月以内)	925 円 リハビリテーション計画を利用者またはその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内に月1回算定
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(6ヶ月超)	577 円 リハビリテーション計画を利用者またはその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた場合に月1回算定
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)(6ヶ月以内)	1219 円 リハビリテーション計画を利用者またはその家族に医師が説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内に月1回算定
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)(6ヶ月超)	871 円 リハビリテーション計画を利用者またはその家族に医師が説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた場合に月1回算定
短期集中個別リハビリテーション実施加算	120 円 集中的にリハビリテーションを実施した場合(退院・退所後又は認定日3月内)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	262 円 認知症の方に週2日を限度としてリハビリテーションを実施し(退院・退所後又は認定日3月内)リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	2089 円 認知症の方に週4日以上リハビリテーションを実施し(退院・退所後又は認定日3月内)リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している場合に月1回算定
若年性認知症利用者受入加算	66 円 若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合に月1回算定
栄養改善加算	164 円 栄養ケア計画に基づいたサービスの提供、評価を実施した場合
栄養スクリーニング加算	6 円 栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供した場合
口腔機能向上加算	164 円 口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施した場合
重度療養管理加算(要介護3、4、5)	109 円 特定の状態に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行う場合
中重度者ケア体制加算	22 円 通所リハビリテーションの提供時間帯を通じて看護職員を1以上確保している場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月以内)	2176 円 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月超6月以内)	1088 円 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること。
介護職員処遇改善加算	介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(4.7%)

その他の利用料 (介護保険給付外サービス)		
教養娯楽費 (1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費 (1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙オムツ代 (1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

## 介護老人保健施設 横浜シルバークラザ 利用料金表 (2割負担)

### 通所リハビリテーション(介護老人保健施設)

#### 通常規模事業所

基本料金	介護保険 2割負担	食費	入浴	1日の目安
要介護1	1,543 円	750 円	109 円	2,402 円
要介護2	1,826 円	750 円	109 円	2,685 円
要介護3	2,102 円	750 円	109 円	2,961 円
要介護4	2,433 円	750 円	109 円	3,292 円
要介護5	2,757 円	750 円	109 円	3,616 円

\*基本料金には、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ40円、リハビリテーション提供体制加算53円が含まれています。

介護保険適用分 加算料金(利用状況に応じて別途加算のかかるもの)	
入浴加算	109 円 入浴介助を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	718 円 リハビリテーションの定期的な評価と見直しを行っている場合に月1回算定
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(6ヶ月以内)	1850 円 リハビリテーション計画を利用者またはその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内に月1回算定
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(6ヶ月超)	1154 円 リハビリテーション計画を利用者またはその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた場合に月1回算定
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)(6ヶ月以内)	2438 円 リハビリテーション計画を利用者またはその家族に医師が説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内に月1回算定
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)(6ヶ月超)	1741 円 リハビリテーション計画を利用者またはその家族に医師が説明し、同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた場合に月1回算定
短期集中個別リハビリテーション実施加算	240 円 集中的にリハビリテーションを実施した場合(退院・退所後又は認定日3月内)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	523 円 認知症の方に週2日を限度としてリハビリテーションを実施し(退院・退所後又は認定日3月内)リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	4178 円 認知症の方に週4日以上リハビリテーションを実施し(退院・退所後又は認定日3月内)リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している場合に月1回算定
若年性認知症利用者受入加算	131 円 若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合に月1回算定
栄養改善加算	327 円 栄養ケア計画に基づいたサービスの提供、評価を実施した場合
栄養スクリーニング加算	11 円 栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供した場合
口腔機能向上加算	327 円 口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施した場合
重度療養管理加算(要介護3、4、5)	218 円 特定の状態に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行う場合
中重度者ケア体制加算	44 円 通所リハビリテーションの提供時間帯を通じて看護職員を1以上確保している場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月以内)	4352 円 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3月超6月以内)	2176 円 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること
介護職員処遇改善加算	介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(4.7%)

その他の利用料(介護保険給付外サービス)	
教養娯楽費 (1回)	実費 クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費 (1回)	実費 特別な行事にかかる費用
紙オムツ代 (1枚)	実費 パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

